

シルバー110番・Q&A

高齢者のさまざまな悩みごとや心配ごとについて、専門家がお答えします。



法律

債権回収会社から届いた古い債権の支払い請求

Q 先日、〇〇債権回収株式会社というところから封書が届きました。開けてみると、「貴殿が以前〇〇株式会社から借り入れをしていた50万円について、当社が債権譲渡を受けました。この50万円はいまだ返済していませんので、本書到達後5日以内に全額をお支払い下さい。」などと書かれていました。

確かに私は20年ほど前に、〇〇株式会社（消費者金融）からお金を借り、返すことなくそのままにしています。

この場合、私は20年も前の借金を今でも返す必要があるのでしょうか。

A 最近、あなたの事例のように、債権回収会社が古い債権を譲り受けたとして督促をしてきたという相談が時々あります。本来の貸主である消費者金融（あなたの場合は〇〇会社）はあなたからの回収をとくに諦めていたにもかかわらず、その債権をサービサーと呼ばれる債権回収会社に売却したため、債権回収会社（あなたの場合は〇〇債権回収）から督促を受けることになったと思われる。

返済が終わっていない古い借金を、忘れたところに督促されたとしても、決して慌てないで下さい。借りた

消費者金融自体からの督促であつても、債権回収会社からの督促であつても、原則として5年以上新たな借り入れも返済もしていない借金は、消滅時効が完成しており、返済しなくても良いことになるからです。

ただし、債権者（消費者金融や債権回収会社）側が訴訟や支払督促などの裁判所の手続をしていたり、あなたが債権者に支払いを約束する念書を差し入れたり、直近5年以内にたとえ少額でも支払いに応じたことがある場合などは、時効は中断し、消滅時効が完成していない場合もあります。

あなたの場合、裁判所から訴状や支払督促といった書類が届いたことがなく、最近5年間は少額でも返済

をしたことも、念書等の書面の差し入れをしたこともなければ、消滅時効が完成しているでしょう。

ただ場合によっては、時効が中断していないかどうか、判断に迷う場合もあるでしょう。時効が完成しているかどうか分からない場合は、弁護士など専門家に相談して下さい。

弁護士 志摩 恭臣 しま やすおみ

税金

住宅取得資金の贈与について

Q 息子がマイホームを買うので、住宅資金の一部を援助して欲しいと言ってきました。援助するつもりですが、贈与税はかかるのでしょうか。

A 贈与税には、住宅取得等資金贈与の非課税制度があります。20歳以